

2018年10月30日

各 位

不動産投資信託証券発行者

ケネディクス・オフィス投資法人

代表者名 執行役員 竹田 治朗

(コード番号 8972)

資産運用会社

ケネディクス不動産投資顧問株式会社

代表者名 代表取締役社長 田島 正彦

問合せ先

オフィス・リート本部 企画部長 桃井 洋聡

TEL: 03-5157-6010

資産運用会社における優先検討権の一部変更に関するお知らせ

ケネディクス・オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するケネディクス不動産投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、2018年9月27日付「資産運用会社が受託する私募ファンドにかかるアセット・マネジメント業務の移管及び組織の変更に関するお知らせ」にてお知らせした本資産運用会社の私募ファンド・アセット・マネジメント業務を主管している私募ファンド本部を廃止する組織変更に伴い、当該組織変更の実施日（2018年11月1日予定）付で本資産運用会社における優先検討権の一部変更（以下「本件変更」といいます。）を実施することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. パイプライン会議の構成の変更

私募ファンド本部の廃止に伴い、パイプライン会議の委員から私募ファンド本部投資運用部長を除外します。変更後のパイプライン会議の委員は、以下のとおりです。なお、パイプライン会議の審議内容及び審議方法等については、変更ありません。

委員	コンプライアンス・オフィサー（議長）、オフィス・リート本部資産投資部長、レジデンシャル・リート本部資産投資部長、レジデンシャル・リート本部ヘルスケア投資運用部長、プライベート・リート本部投資運用部長及び商業リート本部資産投資部長（注）
----	---

（注）オフィス・リート本部資産投資部長、レジデンシャル・リート本部資産投資部長、レジデンシャル・リート本部ヘルスケア投資運用部長、プライベート・リート本部投資運用部長及び商業リート本部資産投資部長は、出席することが困難なときは、指名する自己が所属する部の部員をもって、代理させることができるとされています。

2. 優先検討権の順位の変更

私募ファンド本部の廃止に伴い、優先検討権の順位から、私募ファンド本部に関するものを除外します。また、これに伴い居住用施設の優先検討権の順位について、地域及び延床面積に応じた差異が存在しないことになったため、地域及び延床面積による区分を廃止します。変更後の優先検討権の順位は、以下のとおりです。なお、各用語の定義等については、変更ありません。

i. オフィスビル

東京 23 区		
一棟当たりの延床面積 (㎡)	第 1 順位	第 2 順位
2,000 未満	プライベート・リート 本部	オフィス・リート 本部
2,000 以上 13,000 以下	オフィス・リート 本部	プライベート・リート 本部
13,000 超	プライベート・リート 本部	オフィス・リート 本部

東京 23 区以外		
一棟当たりの延床面積 (㎡)	第 1 順位	第 2 順位
3,000 未満	プライベート・リート 本部	オフィス・リート 本部
3,000 以上 20,000 以下	オフィス・リート 本部	プライベート・リート 本部
20,000 超	プライベート・リート 本部	オフィス・リート 本部

ii. 居住用施設

一棟当たりの延床面積 (㎡)	第 1 順位	第 2 順位
全て	レジデンシャル・リート 本部	プライベート・リート 本部

iii. 商業施設

商業施設 (都市型商業施設を除きます。)		
一棟当たりの延床面積 (㎡)	第 1 順位	第 2 順位
全て	商業リート本部	プライベート・リート 本部

サービス施設 (都市型サービス施設を除きます。)		
一棟当たりの延床面積 (㎡)	第 1 順位	第 2 順位
全て	プライベート・リート 本部	商業リート本部

都市型商業施設			
一棟当たりの延床面積 (㎡)	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
全て	商業リート本部	プライベート・リート 本部	オフィス・リート 本部

都市型サービス施設			
一棟当たりの延床面積 (㎡)	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
全て	プライベート・リート 本部	商業リート本部	オフィス・リート 本部

iv. ホテル

一棟当たりの延床面積 (㎡)	第1順位	第2順位
全て	プライベート・リート 本部	レジデンシャル・リート 本部

v. ヘルスケア施設

一棟当たりの延床面積 (㎡)	第1順位	第2順位
全て	レジデンシャル・リート 本部	—

vi. 物流施設

一棟当たりの延床面積 (㎡)	第1順位	第2順位
全て	商業リート本部	—

vii. 上記以外の用途施設（開発予定案件で開発の蓋然性が確認できない場合を含みます。）については、優先検討権は定めません。

3. その他

ケネディクス株式会社が、同社の私募ファンド事業をケネディクス・インベストメント・パートナーズ株式会社へ会社分割により承継することに伴い、優先検討権の適用除外となる不動産等売却情報の定めを一部変更しますが、実質的な変更はありません。

なお、本件に関しましては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用ある法令・規則に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以 上

*本投資法人のウェブサイト：<https://www.kdo-reit.com/>

<添付資料>

・参考資料 私募ファンド本部廃止後の本資産運用会社の組織図

